

平成25年度集団指導資料 【全サービス共通】

平成26年2月

岡山県保健福祉部長寿社会課

目 次

1	平成26年度介護報酬改定 （介護サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応）	1
2	介護保険制度の改正	9
3	介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例	15
4	介護保険指定事業者に対する指導及び監査等	
	（1）指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	21
	（2）業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守	26
	（3）行政処分案件	30
	（4）会計検査院「平成24年度決算検査報告」における不適切に支払われた 介護給付費の概要	36
5	「介護サービス情報の公表」制度	39
6	労働法規の遵守	42
7	介護保険施設・事業所における事故等発生時の対応に係る指針	46
8	介護職員処遇改善加算	49
9	介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新手続	59
10	介護職員等による喀痰吸引等の実施	61
11	医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈	65
12	ストーマ装具の交換	70
13	高齢者の権利擁護	75
14	感染症等の予防対策	87
15	従業者の資格の確認等	
	（1）医師及び歯科医師の資格確認	112
	（2）介護支援専門員の資格管理	114
16	介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱い	121
17	地域包括ケア体制づくり市町村支援事業	138
18	防災情報メール配信サービス	146
19	建築物関連法令協議記録報告	147
20	生活保護法による指定介護機関の指定	152
21	難病医療費助成制度改革	153
22	疑義照会等	155
23	国保連合会からのお知らせ	157

(介護サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応)

- 平成26年1月21日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において、平成26年度介護報酬の改定について説明がありました。(別紙参照)
 - ① 介護報酬における対応
 - ・ 消費税引上げに伴う影響分に対応するため、各サービスの課税割合に応じた介護報酬への上乗せを行う。
 - ・ 上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを行う。
 - ② 基準費用額、特定入所者介護サービス費(居住費・食費関係)、区分支給限度基準額
 - ・ 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
 - ・ 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
 - ・ 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
 - ・ なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。
- 具体的な各種サービスごとの単位数や区分支給限度基準額の改定案については、次の厚生労働省のホームページからご覧いただけます。

第98回社会保障審議会介護給付費分科会資料の資料1-2、1-4

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034731.html>

- なお、正式には、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)等の各種サービスごとの介護報酬に係る告示改正等によることとなります。
- また、消費税率の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)が平成25年10月1日から施行され、この法律に基づくガイドラインが示されていますので、介護サービス事業者におかれては、法律及びガイドラインを遵守し、消費税転嫁に際し適切な措置を講じるようお願いいたします。

平成26年度介護報酬改定の概要
(介護保険サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応)

I. 改定率について

- 平成26年度の介護報酬改定は、本年4月1日に予定されている消費税率8%引上げに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないように、消費税対応分を補填する必要がある。

このため、0.63%の介護報酬改定を行うものである。

II. 介護報酬における対応

- 上乘せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乘せを行う。
- 具体的な算出に当たっては、「平成25年度介護事業経営概況調査」の結果等により施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当を行う。
- 基本単位数への上乗せ率は、各サービスの課税割合に税率引上げ分を乗じて算出する。
- 加算の取扱いについては、基本単位数に対する割合で設定されている加算、福祉用具貸与に係る加算の上乗せ対応は行わない。
- その他の加算のうち、課税費用の割合が大きいものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乘せ対応を行う。
また、課税費用の割合が小さいものなど、個別に上乘せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乘せ対応を行う。

III. 基準費用額、特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係）、区分支給限度基準額

- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
- 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

老高発0116第1号
老振発0116第1号
老老発0116第1号
平成26年 1月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、平成26年4月1日から消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を5%から8%に引き上げることとされており、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、関係省庁から関係事業者等に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の老人福祉・介護事業者等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切なご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- [消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）](#)
- [消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）](#)
- [総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）](#)
- [総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）](#)

関係省庁から関係事業者等への要請文書

- [「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 11 月付 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- [「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」](#)（平成 25 年 11 月 15 日付消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）
- [「消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 12 月 27 日付障企発 1227 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老振発 1227 第 1 号老健局振興課長通知）（別添）

パンフレット

- [消費税の円滑かつ適正な転嫁のために](#)（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- [中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き](#)（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

以上

障企発1227第1号
老振発1227第1号
平成25年12月27日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局振興課長
(公印省略)

消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要があり、今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
 - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

- ② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

- ③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

【添付資料】

パンフレット等

- 消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上

障企発1227第1号
老振発1227第1号
平成25年12月27日

日本福祉用具・生活支援用具協会 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局振興課長
(公印省略)

消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要があり、今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
 - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

- ② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

- ③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

【添付資料】

パンフレット等

- 消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上

- 平成26年1月21日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において、介護保険制度の改正について説明がありました。

＜介護サービス事業者と直接関係がある内容＞ ※別紙参照

1 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行

- ・ 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、新しい総合事業に全て移行（平成29年度末まで）
- ・ その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

2 小規模型通所介護の地域密着型サービス等への移行

- ・ 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行

3 居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲

- ・ 指定都市・中核市以外の市町村にも居宅介護支援事業者の指定権限を移譲

4 特別養護老人ホームの重点化

- ・ 原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化（既入所者は除く。）
- ・ 軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所を認める。

- 上記の介護保険法の改正案と医療法の改正案の内容を1本の法案にまとめた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」が、今国会に提出される予定です。

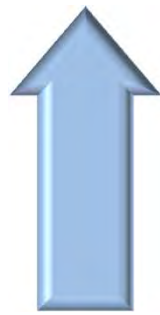
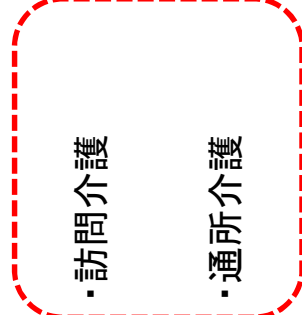
要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行（介護予防・生活支援サービス事業）

○ 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行（平成29年度末まで）

○ その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス （介護予防・生活支援サービス事業）

- ・訪問型サービス
 - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
 - ・ミニデイなどの通いの場
 - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス（配食・見守り等）
 - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

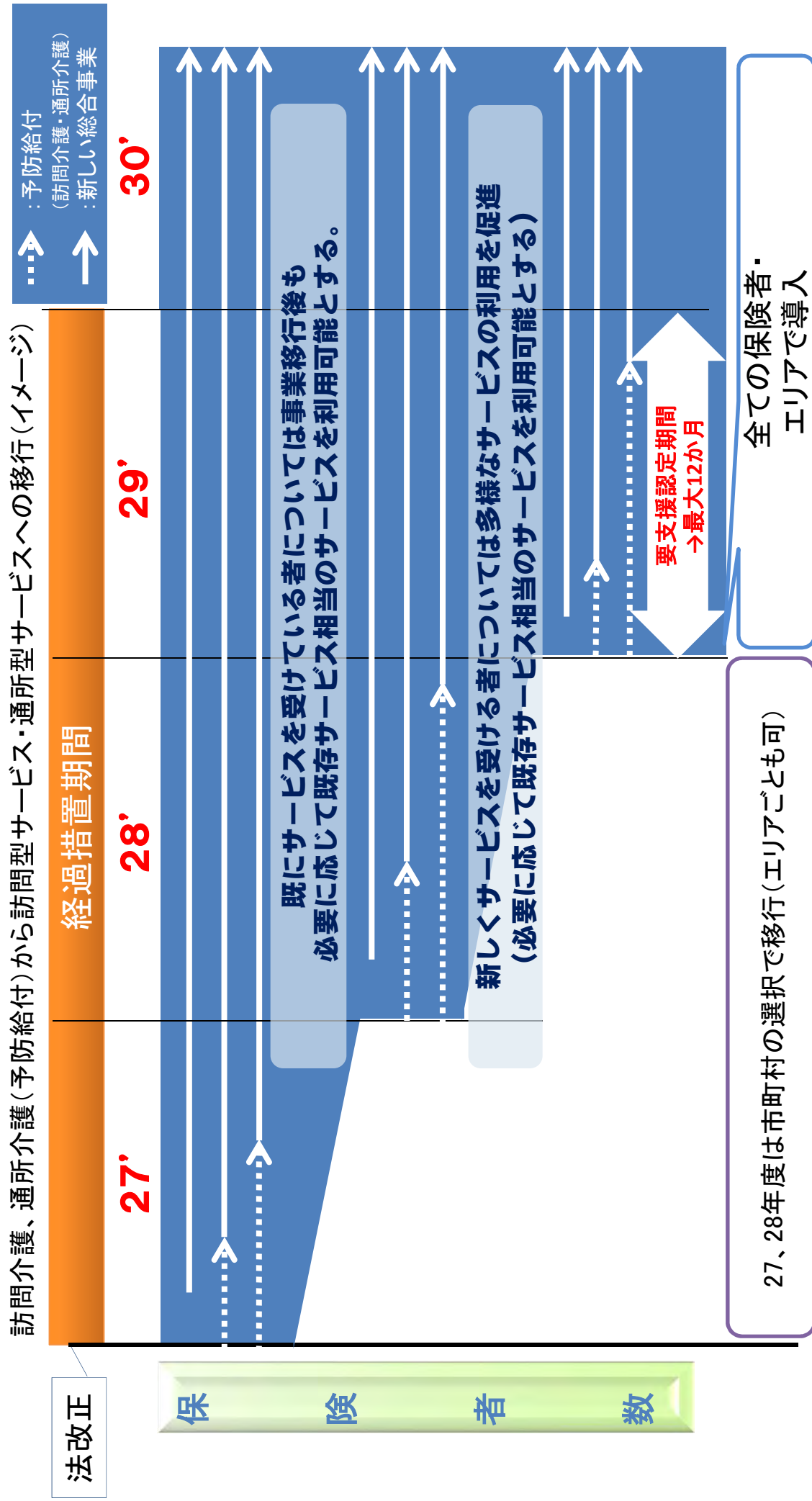
※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り
予防給付で行う

- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所療養介護
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入所者生活介護
 - ・短期入所者生活介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・福祉用具販売
 - ・住宅改修
- など

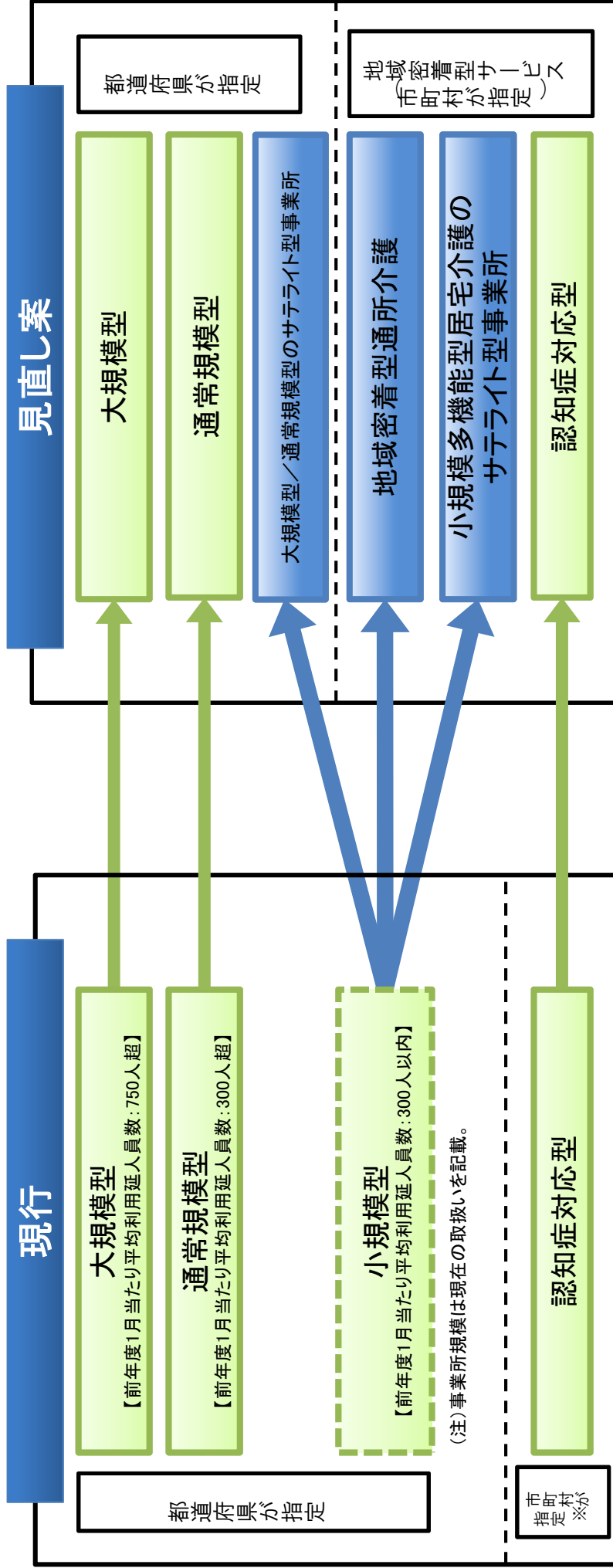
市町村の新しい総合事業実施に向けたスケジュールについて（イメージ）

- 移行に際しては受け皿の整備に一定の時間がかかることも踏まえて、平成29年4月までに、全ての保険者で要支援者に対する新しい総合事業を開始。（27、28年度は市町村の選択）
- 平成29年度末をもって、予防給付のうち訪問介護と通所介護については終了。



小規模型通所介護の移行と居宅介護支援事業者の指定権限の移譲について

- 増加する小規模の通所介護の事業所について、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行。



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
 - 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
 - 運営推進会議への参加等
- ※地域密着型サービスは、市町村の判断で公募により事業者を指定できる。

- 現在、居宅介護支援事業者の指定は、事業所からの申請により、都道府県が行うこととなっているが、指定都市・中核市以外の市町村にも指定権限を移譲する。(平成30年度施行)

※ 大都市等の特例により、指定都市及び中核市については、居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されている。

居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行のスケジュール

- 居宅介護支援（ケアマネ）事業者の指定権限の市町村への移譲や小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行などを検討中。
- これらは十分な経過措置期間を設けるとともに、市町村の事務負担の軽減等のために必要な支援を行う。



(事務負担の軽減)

- ・ 市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置の義務付けを緩和し、努力義務とするほか、以下のような措置について検討。

(例) 事業所の指定事務 → 書類の確認等に係る事務の委託の推進
 集団指導、実地指導 → 事務受託法人等の活用の推進、都道府県との役割分担
 運営推進会議 → 実施方法等の弾力化の推進

特別養護老人ホームの重点化

〔見直し案〕

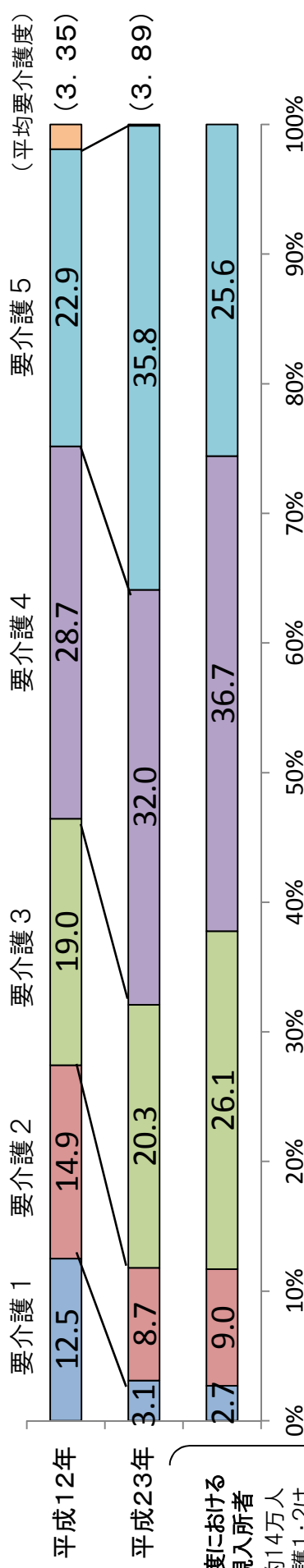
- 原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化【既入所者は除く】
- 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に、入所を認める

【参考：要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合（詳細については今後検討）】

- 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
- 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
- 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

要介護度別の特養入所者の割合

《 施設数：7,831施設 サービス受給者数：51.1万人（平成25年8月） 》



【参考】
平成23年度における
特養の新規入所者
※全体の約14万人
のうち要介護1・2は
約1.6万人

特養の入所申込者の状況

	要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)

(単位：万人)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したものの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

3 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例

1 社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づき規定された条例

【平成24年10月5日公布 平成25年4月1日施行】

- 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第59号)
- 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第60号)
- 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第61号)
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(岡山県条例第62号)
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(岡山県条例第63号)
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例
(岡山県条例第64号)
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
(岡山県条例第65号)
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例
(岡山県条例第66号)

2 条例運用に当たっての解釈通知

条例に本県独自に盛り込んだ基準等について、運用上の留意事項を定めました。本県独自基準部分以外については、国の基準省令の運用のために発出された解釈通知において示されている内容が準用されます。

- ◆ 社会福祉法に基づき条例で規定された軽費老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1865号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された養護老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1866号)
- ◆ 老人福祉法に基づき条例で規定された特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1867号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について
(平成25年1月15日付け長寿第1868号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について
(平成25年1月15日付け長寿第1869号)
- ◆ 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1870号)
- ◆ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について
(平成25年1月15日付け長寿第1871号)

3 条例及び解釈通知等掲載ホームページ

【岡山県HP>「組織で探す」>「長寿社会課」>(右側)【関連情報】に掲載

- (1) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく設備及び運営等の基準を定める条例』
<http://www.pref.okayama.jp/page/299388.html>
※国の省令と県の条例の対比表形式で掲載。
- (2) 『社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法に基づく条例で規定された基準の解釈通知』
<http://www.pref.okayama.jp/page/305955.html>
- (3) 『指定居宅サービス事業所及び介護保険施設の運営等に関する県発出関連通知』
<http://www.pref.okayama.jp/page/305956.html>
※各サービス別に報酬算定や運営に関して、県が独自に発出した通知を掲載。

4 岡山県独自基準及びその運用

- (1) 内容及び手続の説明及び同意 <介護保険法：全サービス>

利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

- (2) 基本取扱方針に規定する質の評価 <老人福祉法+介護保険法：全サービス>

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

<社会福祉法+老人福祉法+介護保険法：全サービス>

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

- (4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

<社会福祉法+老人福祉法+介護保険法：全サービス>

従業員の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

＜社会福祉法＋老人福祉法＋介護保険法：全サービス＞

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

(6) 非常災害対策

＜社会福祉法＋老人福祉法：全サービス＞

＜介護保険法：通所系及び入所系サービス＞

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

① 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

② ①の計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

③ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

④ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

(7) 食事に規定する地産地消 <社会福祉法+老人福祉法：全サービス>
 <介護保険法：入所系サービス>
 食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

(8) その他サービスの提供 <社会福祉法+老人福祉法：全サービス>
 <介護保険法：入所系サービス>
 充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

(9) 設備及び備品等に規定する廊下の幅 <介護保険法：(介護予防)短期入所生活介護>
 併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める視点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとしたものである。

5 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例案

(1) 基準設定の考え方

次に掲げる事項については国の省令と異なる基準（独自基準）を設け、その他の事項については国の省令に概ね準拠することとする。

① 内容及び手続の説明及び同意

国の省令による基準	県条例で定める基準
従う 提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	「同意についてはできる限り書面により得るものとする」旨を追加する。

ア 基準設定の理由

利用申込者及び事業者双方の保護の観点から書面による同意を努力義務とする。

イ 関係省令条項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第4条第1項

ウ 県条例で同内容の独自基準を定めているサービス

- (ア) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス
- (イ) 指定介護老人福祉施設
- (ウ) 介護老人保健施設
- (エ) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス
- (オ) 指定介護療養型医療施設

② 成年後見制度の活用

国の省令による基準	県条例で定める基準
—	成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

ア 基準設定の理由

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、成年後見制度の活用に配慮する。

イ 関係省令条項 なし

ウ 県条例で同内容の独自基準を定めているサービス

(ア) 軽費老人ホーム

(イ) 養護老人ホーム

(ウ) 特別養護老人ホーム

(エ) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス

(オ) 指定介護老人福祉施設

(カ) 介護老人保健施設

(キ) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス

(ク) 指定介護療養型医療施設

③ 虐待防止

国の省令による基準	県条例で定める基準
参酌 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	資質の向上のための研修には、権利擁護、虐待防止等の内容が含まれることを明記する。

ア 基準設定の理由

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな暮らしを送れるよう高齢者の人権や虐待防止のための研修を行うことを義務付ける。

イ 関係省令条項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第19条第3項

ウ 県条例で同内容の独自基準を定めているサービス

②のウに同じ。

④ 記録の整備（保存期間の延長）

国の省令による基準	県条例で定める基準
参酌 指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。	保存年限を「5年間」に延長する。

ア 基準設定の理由

公費の過払いの場合の返還請求権は、地方自治法第236条第1項の規定により5年の消滅時効にかかることから、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の提供に関する記録を5年間保存とする。

- イ 関係省令条項
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第29条第2項
- ウ 県条例で同内容の独自基準を定めているサービス
②のウに同じ。

(2) 条例の施行日(予定)

平成26年4月1日

4 - (1)

指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 集団指導

- 原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。
- 平成23年度実施の集団指導から、全サービスで資料の配付は行わず、事前に長寿社会課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参して頂く方法に変更しました。
- 平成21年3月実施の集団指導以降の各年度の資料については、長寿社会課ホームページに掲載していますので、御活用ください。

2 実地指導

- 介護サービス事業者等の所在地において、自己点検シート（岡山県版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリングを行うことにより実施します。
- 指導内容
介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）
 - ① 事前に提出を求める書類等
 - ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（直近の1ヶ月又は4週間）
 - ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行っている入所（利用）者（入所・通所系サービスのみ）
 - ② 実地指導日に提出を求める書類等
 - ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
 - ・ 自己点検シート（介護報酬編）

3 監査

- 監査は、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規定に基づき実施します。
各種情報とは、
 - ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
 - ② 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
 - ③ 国民健康保険団体連合会・保険者からの通報
 - ④ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
 - ⑤ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。

4 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行います。報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

5 過誤調整の返還指導（※監査における不正請求は、保険者より返還命令）

実地指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ①介護サービス提供の記録が全くない場合は、サービス提供の挙証責任が果たせていないため返還を指導します。
- ②基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ③厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

※平成 19 年 3 月 1 日付厚生労働省介護保険指導室事務連絡『「介護報酬請求指導マニュアル」に基づく介護請求指導に関する Q&A について』で「解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合」は遡及しての過誤調整が「有」とされていますので、十分ご注意ください。

事務連絡

平成19年3月1日

都道府県
各市町村 介護保険指導監督担当主管課（室）御中
特別区

厚生労働省老健局総務課
介護保険指導室

「報酬請求指導マニュアル」に基づく
加算請求指導に関するQ&Aについて

介護保険制度の指導監督については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり、「加算請求指導に関するQ&A」を作成しましたので送付いたします。

なお、指導指針に基づく指導にあたっては、不適正なサービスを取り締まることを目的としていないことに十分留意し、サービス事業者等に加算本来の意味の十分な理解と適切な請求事務の普及となる指導をお願いします。ただし、明らかに報酬基準等に不適合となっている場合は、是正及び不適切な部分の自主返還についての指導をお願いします。

（連絡先）

厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室

担当：指導係（内線：3957）

（代表）03-5253-1111

（直通）03-3595-2076

(加算請求指導に関するQ & A)

(問) 本年、2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において説明された、介護保険施設等に対する介護保険法第23条及び第24条に基づく加算請求指導時における返還指導等の取扱い如何。

(答) 報酬請求指導マニュアルに基づく加算請求指導時において報酬基準等に適合しない場合については、その実施内容を十分考慮の上、具体的な指導として、別紙を参考に適切な対応をお願いしたい。

なお、遡及する場合の遡及期間については、従来からの取扱いにより行われたい。

加算請求指導時等における対応

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	<p>取扱いが不適切</p> <p>○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時に利用者の状態等の把握はしているが、その内容が不十分 ・ 本人及び家族への説明及び同意は得ているが、同意に係る説明等が不十分 ・ 多職種協働で行うべき計画書の作成が特定の職種のみで実施されている ・ 介護支援専門員等に情報提供は行っているが、その時期や内容等が不十分 ・ 記録は保管されているが、記録内容が不十分 <p>等</p>	適切な取扱いとなるよう指導	無
	<p>基準等不適合</p> <p>○ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合</p> <p>○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合</p>	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる	有

○著しく悪質で不正な請求と認められる場合（指導から監査への変更を含む）

区分	報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
監査	加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

4- (2)

業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

1 業務管理体制の整備

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられ、事業者ごとに届け出ることとされています。しかし、届け出れば、「業務管理体制の整備」が終わったわけではありません。

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）を向上していただくことが本来の趣旨です。

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

本県では、平成22年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、定期的に報告をいただき、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施することとしています。（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

(1) 一般検査の内容

① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容

確認項目：

- ・業務管理体制（法令等遵守）の考え（方針）及びその決定のプロセス
- ・法令等遵守の方針の周知状況
- ・法令遵守責任者の役割と業務内容の定め及びその決定のプロセス
- ・法令等遵守の具体的な運用状況
- ・業務管理体制の評価・改善活動の状況 等

② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

③ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

※②・③については、事業所等の数の区分に応じて実施する。

(2) 一般検査の実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。（報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。）

(3) 特別検査

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

3 事業者・法令遵守責任者の責務

(1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものですから、県が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス向上のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

そのため、一般検査は定期的実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守態勢を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

(2) 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを高めていただくことが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

●業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。
※自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。
- ・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q&A等）の収集等を行う。
- ・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当者で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

4 一般検査の結果から

・「業務管理体制に係る届出事項の変更届出書」が未提出の事業者が見られました。法令遵守責任者の変更は勿論のこと、事業者の名称や所在地、代表者の氏名や住所、事業所名称等や所在地など、届出事項に変更がある場合は、業務管理体制に係る変更届の提出が必要です。

・いかなる法人も本来求められるはずの法令等遵守の考え（方針）が十分に記載できていない事業者がありました。必ず事業者として法令等遵守の方針を明確にし、常に評価・改善を行うようにしてください。

5 業務管理体制届出の手続について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、全ての事業者に対して、指定（許可）を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備が義務付けられました。

つきましては、「新たに事業所等の指定（許可）を受けた場合」又は「業務管理体制届出後、届出先や届出事項等に変更が生じた場合」は、下記に従い、必要な届出を行ってください。

I 新たに事業所等の指定（許可）を受けた場合

- (1) 当該申請者（法人等）が、事業者として初めて事業所等の指定（許可）を受けた場合
（＝これまでに、「業務管理体制に関する届出」を提出したことがない。）

⇒速やかに以下の体制を整備し、届出を行う。

【整備すべき業務管理体制と届出内容】

対 象		整備すべき業務管理体制	届出書類	
			届出様式	添付書類
事業所等の数	1～19 の事業者	[法令遵守責任者]の選任	様式第10号	/
	20～99 の事業者	[法令遵守責任者]の選任		
		[法令遵守規程]の整備		
	100以上 の事業者	[法令遵守責任者]の選任		
[法令遵守規程]の整備		業務執行状況の監査の方法の概要		
		[業務執行状況の監査]の定期的実施		

- 当該届出は、事業者（＝法人等）ごとに行います。（事業所等ごとではありません。）
- 上記「整備すべき業務管理体制・届出書類」は「事業所等の数」によって異なります。
- 「事業所等の数」は、事業所番号が同じか否かに関わらず、指定等を受けた「サービスの種類ごと」に1事業所と数え（＝例えば、同一事業所が訪問介護と介護予防訪問介護の両方の指定を受けている場合は「2」とカウント）、休止中の事業所等も含めて数えます。
なお、みなし事業所は除きます。みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所です。

【届出先】 業務管理体制は権限移譲の対象ではないため、届出先の変更はありません。

届 出 先 区 分		届 出 先
事業所等が 2以上の都道府県 に所在する事業者	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
	上記以外の事業者	事業所等の数が多い 地方厚生局長
事業所等が 岡山県のみ に所在する事業者	地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、その全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	所在市町村長
	上記以外の事業者	岡山県知事

- 届出先が岡山県知事の場合は、原則として主たる事務所（本社）を所管する県民局健康福祉部健康福祉課へ届け出てください。（詳細は長寿社会課ホームページを参照してください。）

- (2) 当該申請者（法人等）が、事業者として既に事業所等の指定（許可）を受けている場合（＝これまでに、「業務管理体制に関する届出」を提出したことがある。）

当該事業者における事業所等の数の合計が、

①19以下→20以上になった、又は、99以下→100以上になった場合

（＝整備すべき業務管理体制に変更がある。）

⇒速やかに以下の届出を行う。

対 象	届 出 書 類	
	届出様式	添 付 書 類
事業所等の数が 19 以下→ 20 以上になった事業者	様式第 11 号	法令遵守規程の概要
事業所等の数が 99 以下→ 100 以上になった事業者		業務執行状況の監査の方法の概要

②19以下のまま、又は、99以下のまま、又は、100以上のままの場合

（＝整備すべき業務管理体制に変更がない）

⇒届出不要。

- 事業所等の数が増えたことにより、事業所等の事業展開地域が変わり、「届出先」が変更（＝市町村から岡山県へ、岡山県から地方厚生局へなど）になった場合は、上記とは別に、下記2の届出が必要となります。

II 業務管理体制届出後に、届出先や届出事項等に変更が生じた場合

⇒速やかに以下の届出を行う。

対 象	届出が必要となる事由	届 出 書 類		届 出 先
		届出様式	添 付 書 類	
届出先や変更届出が生じた等	事業所等の事業展開地域が変わり、届出先が変更となった場合 (例) 市町村⇔岡山県 岡山県⇔地方厚生局 地方厚生局⇔厚生労働省	様式第 10 号		変更前の行政機関と変更後の行政機関の双方
等に事業者	届出先は変わらないが、届出事項(法令遵守責任者名、事業所の名称等)や整備すべき業務管理体制に変更が生じた場合	様式第 11 号	※該当する場合のみ 変更後の「法令遵守規程の概要」 変更後の「業務執行状況の監査の方法の概要」	届出済み行政機関

- 「法令遵守規程の概要」や「業務執行状況の監査の方法の概要」における字句修正など、業務管理体制に実質的な影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、上記変更の届出の必要はありません。

◎「業務管理体制に関する届出」に関するホームページ

<岡山県> http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=41387

又は岡山県ホームページ>保健福祉部>長寿社会課から検索

<厚生労働省> <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/>

又は「厚生労働省業務管理体制」と検索

4- (3)

行政処分案件

1 岡山県における行政処分の状況

(1) 平成25年度に行った行政処分事案

1) 行政処分の種類

指定取消

2) サービスの種類等

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護

3) 指定取消しの原因となる事実

①不正請求

訪問介護員等として勤務できる資格を有していない者(以下「無資格者」という。)によるサービス提供は認められていないこと及び無資格者によるサービス提供では報酬は請求できないことを法人代表者兼管理者は認識していたにもかかわらず、無資格者3名にサービス提供を行わせ、報酬を不正に請求、受領した。

また、その事実を隠蔽するため、資格を有する訪問介護員等が同行したように記録を改ざんし、虚偽の記録により報酬を不正に請求、受領した。

②運営基準(記録保存)違反

事業者には、サービス内容等の記録を整備し、その完結の日から2年間(現行の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)では5年間)保存する義務があるが、無資格者によるサービス提供及び不正な報酬請求の事実を隠蔽するため、法人代表者兼管理者の指示により、事実を記載した関係書類の破棄や改ざん、事実と異なる書類の再作成など適正な記録の作成及び保管義務に違反した。

③虚偽の報告

無資格者によるサービス提供の事実を隠蔽するために改ざん又は再作成した関係帳簿書類等の事実と異なる内容の書類を県に提出し、虚偽の報告を行った。

2 岡山県における介護保険事業者に係る行政処分(取消相当含む。)の状況

処分年度	処 分 内 容	指 定 取 消	サービスの種類	法人種別	主 な 処 分 事 由
H15	改善命令(社会福祉法)		老人保健施設	社会福祉法人	医師の人員基準違反
H16	改 善 命 令		老人保健施設 通所リハビリテーション	社会福祉法人	医師の人員基準違反
H17	指 定 取 消	1	認知症対応型 共同生活介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	2	訪問介護	営利法人	同居家族によるサービス提供
H19	指定指定取消処分相当		訪問看護 介護予防訪問看護	営利法人	不正の手段による指定
	指定指定取消処分相当		訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指定指定取消処分相当		訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	3	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	4	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	5 6	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消	7 8	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	営利法人	不正の手段による指定
	指 定 取 消		通所リハビリテーション	医療法人	不正請求
H20	指 定 取 消	9 10	訪問介護 介護予防訪問介護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指 定 取 消	11 12	訪問看護 介護予防訪問看護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指 定 取 消	13 14	通所介護 介護予防通所介護	医療法人	不正請求 不正の手段による指定
	指 定 取 消	15	居宅介護支援	医療法人	不正請求 運営基準違反
	指 定 取 消	16 17	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告
H21	指 定 取 消	18 19	通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告
	全部停止3ヶ月		通所介護 介護予防通所介護	営利法人	不正請求 人員基準違反 虚偽報告
	全部停止3ヶ月		訪問介護	その他	不正請求(架空請求)
	指 定 取 消	20 21	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 人員基準違反 虚偽報告、検査妨害
H22	指 定 取 消	22	訪問介護	営利法人	不正の手段による指定 虚偽報告、虚偽答弁
H23	新規入所者の受け入れ停止(3か月) 介護報酬の上限8割(1か月)		介護老人福祉施設	社会福祉法人	不正請求(減算未実施) 虚偽報告
	指 定 取 消	23 24	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正請求(居宅)、他法令違反
	全部停止3ヶ月		通所介護	社会福祉法人	不正請求(時間区分誤り) 虚偽答弁
H25	指 定 取 消	25 26	訪問介護 介護予防訪問介護	営利法人	不正請求(居宅)、運営基準 (記録保存)違反、虚偽の報告

3 全国における行政処分の状況

(平成25年3月11日 全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議資料より)

(1) 指定取消、効力停止処分の推移

平成14年度以降、概ね80件から100件程度で推移している。一方、事業所数は増加傾向(参考：請求事業所数107千事業所(平成14年度)から268千事業所(平成23年度))であり、指定取消件数は、年度ごとの増減はあるものの、長期的にみれば事業所の増加に比較して増加しているとはいえない状況である。なお、効力停止件数(一部又は全部)と合わせると平成18年度以降、平成22年度を除き増加傾向がみられる。これは、平成18年度から施行された効力停止処分が浸透してきており、処分の幅が広がっていると考えられる。

(2) 指定取消処分等の状況(平成12年度から平成23年度までの累計)

1) 法人種別ごとの状況

法人種別毎の事業所数の違いを踏まえる必要があるが、指定取消等件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約3/4を占めている。

なお、平成23年度の単年度についても、営利法人が3/4以上を占めている。

2) サービス種別ごとの状況

訪問介護(介護予防を含む)が406件と一番多く、続いて居宅介護支援が198件、通所介護(介護予防を含む)が118件となっている。なお、平成23年度の単年度については、訪問介護(介護予防を含む)が36件、通所介護(介護予防含む)が17件、続いて居宅介護支援が7件、福祉用具貸与(介護予防を含む)、訪問看護が同数で4件となっている。

3) 取消事由の年次推移

平成18年度から平成23年度までの取消事案に対しての該当する処分事由の割合については、1件の取消事案に対し複数の取消事由が該当する場合があることに留意する必要があるが、平成23年度では「介護給付費の請求に関して不正」が最も多く、次いで「不正の手段により指定を受けた」、「帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした」が多い。

(3) 最近の行政処分において複数の自治体において同様の不正内容により処分されている事例

1) 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する事業所での処分事例

高齢者向け住宅の入居者に対するサービス提供を主とした訪問介護事業所において、訪問介護員が住宅管理職員等と兼務し、住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求。

2) 不適切な運営を行う居宅介護支援事業所

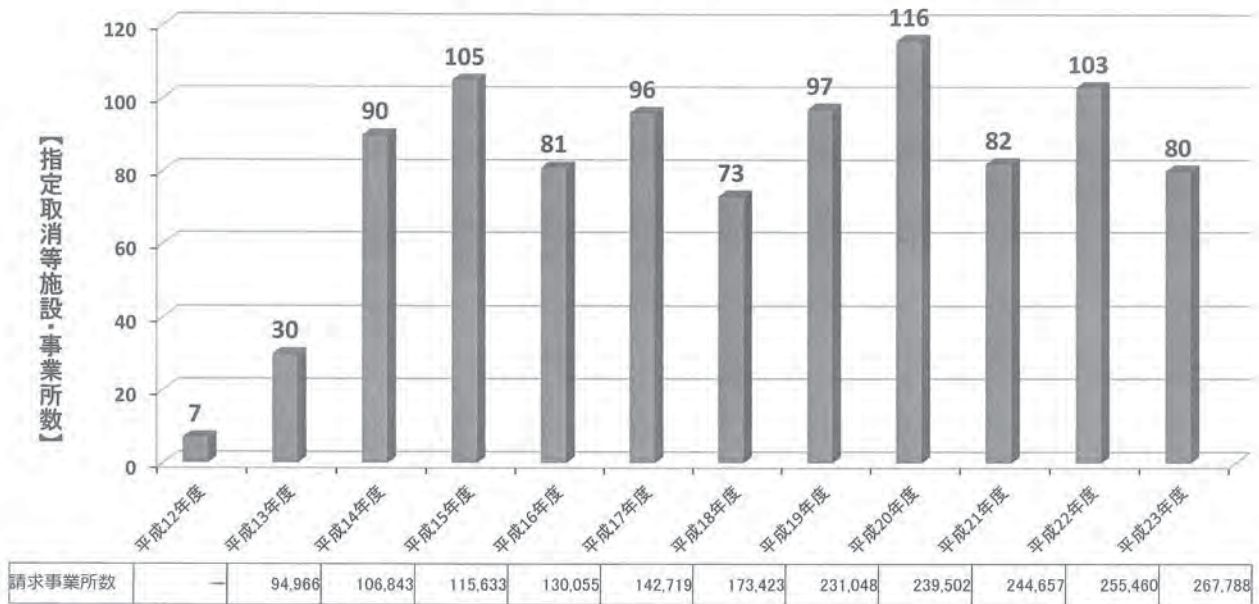
居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を不正に請求。

3) 施設職員における虐待行為

職員が入所者に対し身体的・心理的虐待、介護放棄を行った。また、当該施設においては施設内職員に対する研修など虐待防止の取組が行われていなかった。

1. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳【年度別】(平成12年度～23年度)

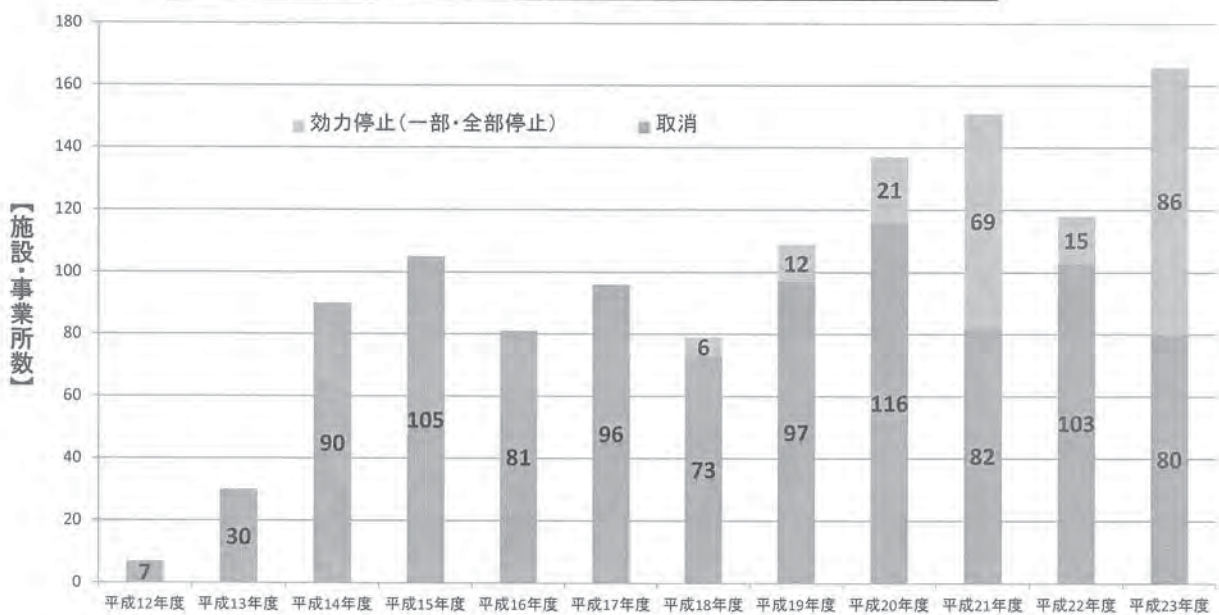
指定取消等施設・事業所数(合計): 960事業所



※請求事業所数は、「介護給付費実態調査報告」の各年5月審査分

(参考) 指定取消・停止処分のあった介護保険施設・事業所内訳【年度別】(平成12年度～23年度)

指定取消等施設・事業所数(合計): 1,169事業所



※効力停止処分は、平成18年度から施行された。

5. 指定取消等の状況(平成23年度)

取消事由	人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった	介護給付費の請求に関して不正	帳簿書類の提出命令等に從わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	
根拠条文(例)	第77条第1項第2号	第77条第1項第3号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号	
訪問介護	(23)	3	3	19	6	6	6	2
訪問看護	(2)	1		2			1	
居宅療養管理指導	(1)			1		1		
通所介護	(10)	4	1	7	8	2	5	
通所リハビリテーション	(1)			1				
短期入所生活介護	(1)		1	1	1	1	1	
短期入所療養介護	(1)			1				
特定施設入居者生活介護	(1)	1			1		1	
福祉用具貸与	(2)	2				1	2	
特定福祉用具販売	(2)	1				1	1	
居宅介護支援	(7)	1	6	4	2	1		
介護老人保健施設	(1)			1				
介護予防訪問介護	(13)	3	3	2	3	4	3	4
介護予防訪問看護	(2)	1		1	1		1	
介護予防居宅療養管理指導	(1)			1		1		
介護予防通所介護	(7)	4	1	3	5	2	3	
介護予防短期入所生活介護	(1)		1		1	1	1	
介護予防特定施設入居者生活介護	(1)	1			1		1	
介護予防福祉用具貸与	(2)	2				1	2	
特定介護予防福祉用具販売	(1)	1					1	
合計	(80)	25	16	44	29	22	29	6

※()内は平成23年度に指定取消処分(聴聞通知後廃止含む)を受けた事業所件数

※複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない

6. 取消事由の事例(平成23年度)

取消事由	根拠条文(例)	違反事例
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	第77条第1項第2号	・看護職員数が人員基準を満たしていなかった。 ・指定時から管理者が未配置。
設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	第77条第1項第3号	・サービス提供記録の整備及び保存が適正に行われていなかった。 ・利用者に対してケアプランの説明を行わず同意も得ていなかった。
介護給付費の請求に関して不正	第77条第1項第5号	・准看護師がサービス提供していたにもかかわらず、看護師がサービス提供をしたとして、減算せずに不正に介護報酬を請求した。 ・実際には提供していない訪問介護サービスについて、訪問介護を提供したかのような訪問介護記録を作成し、介護報酬を請求した。
帳簿書類の提出命令等に從わず、又は虚偽の報告をした	第77条第1項第6号	・監査時に、虚偽の勤務体制表を報告した。
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	第77条第1項第7号	・監査時に、実際は常勤で勤務していない管理者の勤務形態について、常勤である旨の答弁を行った。
不正の手段により指定を受けた	第77条第1項第8号	・人員基準を満たす訪問介護員の配置を行う予定がないにもかかわらず、事実と異なる内容の指定申請書を提出し指定を受けた。 ・他の事業所に既に勤務し常勤として勤務できない従業者を管理者として配置するとして虚偽の申請を行い指定を受けた。
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	第77条第1項第9号	・当該訪問介護事業所と一体的に運営している障害者自立支援法に基づく事業所が、不正請求により、同法に基づく指定取消処分が行われた。

4- (4)

会計検査院「平成24年度決算検査報告」における 不適切に支払われた介護給付費の概要

*件数は全国、金額は国費ベース

【検査の結果】

検査の結果、85事業者に対して304市区町村等が行った平成17年度から24年度までの間における介護給付費の支払について、70,554件、365,296,700円が過大であり、これに対する国の負担額109,574,592円が不当と認められる。

これらの事態について、居宅介護支援又は介護サービスの種類の別を示すと次のとおりである。

【居宅介護支援】(特定事業所集中減算他)

○会計検査院指摘事項

26指定居宅介護支援事業者は、作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、正当な理由なく同一の事業者によって提供された訪問介護サービス等の占める割合が100分の90を超えていたのに算定基準等に定める減算を行っていなかったり、減算となる期間には算定できない加算を算定していたり、利用者の居宅を訪問していないにもかかわらず運営基準減算として所定単位数の100分の70又は100分の50に相当する単位数を算定していなかったりしていた。

このため、介護給付費32,577件、105,050,610円の支払が過大であり、これに対する国の負担額32,797,675円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成24年度実地検査

○指摘を踏まえての留意事項

【全ての居宅介護支援事業所で行うこと】

1 判定期間、減算適用期間、届出期限が次のとおり。

	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から8月31日	10月1日から3月31日	9月15日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

2 全ての居宅介護支援事業所は、年に2度、県所定の「特定事業所集中減算に係る届出書」等による算定を行うこと。

その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。

3 算定の結果、同一法人の占める割合が90%を超えた場合は、正当な理由に該当するか否かにかかわらず、必要書類を所管県民局へ提出すること。

その際、提出期限を遵守すること。

4 算定の結果、90%を超えない事業所についても、事業所において当該書類を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、判定期間における同一法人の占める割合が90%を超えている事業所は抽出される。その場合は、各県民局から算定結果の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にいき、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

【通所介護サービス】（事業所規模区分）※通所リハビリテーションにも関連あり

○会計検査院指摘事項

27 指定通所介護事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていた。

このため、介護給付費17,893件、100,789,678円の支払が過大であり、これに対する国の負担額30,655,123円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成22年度実地検査

○指摘を踏まえての留意事項

【全ての通所系事業所で行うこと】

- 1 事業所規模算定の根拠となる前年度の平均利用延人員数(4月～2月)については、全通所系事業所が必ず算定表を作成すること。
その際、計算誤り等のないよう、十分留意すること。
- 2 算定の結果、前年度の規模区分から変更がある場合は、毎年3月15日までに、翌4月分からの介護給付費算定の届出書及び添付書類を所管県民局に提出すること。
- 3 算定の結果、前年度の規模区分から変更が無い場合は、事業所において算定表を保管すること。

※ 介護保険適正化システムにより、請求件数と規模の区分の一致に疑義のある事業所は抽出される。その場合は、各県民局から規模区分の再確認等の指示があるので従うこと。

なお、事業所規模の算定は、各事業所が自主的に責任をもって対応することが原則であり、書類の作成、提出、保管、報酬請求等は適切かつ確実にいき、後から報酬返還等を要することが起きないように十分に留意すること。

【介護療養施設サービス】（従来型個室に入所する者に対し、多床室サービス費を算定できる場合）※介護保険3施設において関連あり

○会計検査院指摘事項

17指定介護療養型医療施設は、介護報酬の算定に当たり、医師の員数が医療法等に定められている員数に満たないのに算定基準等に定める減算をしていなかったり、医師の判断によらず施設の都合で個室を利用した場合においても多床室の単位数を算定したりなどしていた。

このため、介護給付費11,791件、95,186,801円の支払が過大であり、これに対する国の負担額27,952,904円は負担の必要がなかった。

※本県での同様の指摘：平成22年度実地検査

また、平成24年度実地検査において介護保健施設サービスで、平成22年度実地検査においては、介護福祉施設サービスでも同様の指摘あり

○指摘を踏まえての留意事項

従来型個室に入所する者に対し、多床室サービス費を算定できる要件(特に従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であるか)を再確認すること。

【その他の介護サービス】

訪問介護サービス、通所リハビリテーションサービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービスの4介護サービスについて、15事業者は、単位数の算定を誤るなどして介護報酬を過大に算定していた。このため、介護給付費8,293件、64,269,611円の支払が過大であり、これに対する国の負担額18,168,890円は負担の必要がなかった。